

○ 現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LPガスを使用するタクシー事業者の燃料価格について時限的・緊急避難的な激変緩和事業を継続。

＜事業概要＞

- ・ タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業については、経済産業省の事業に準じて、令和5年12月まで継続。
- ・ 基準価格（89.7円）より17円超となる場合、超過分について全額支援する。
- ・ 基準価格より超過額17円（106.7円）以下の部分の補助率は、令和5年9月は補助率3/10、10月以降12月末までは補助率を3/5とする。

